

処 分 基 準

令和8年4月1日 作成

法 令 名:自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項:第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法 第58条の4
処 分 の 概 要:過積載運転行為に係る指示
原権者(委任先):長崎県公安委員会
法 令 の 定 め:道路交通法第58条の4
処 分 基 準: 別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先:長崎県警察本部交通部交通企画課安全対策係 電話 095-820-0110 (内線 5031)
備 考:

## 別紙

### 過積載運転行為に係る指示の運用基準

#### 1 用語の定義

この運用基準等において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

##### (1) 指示

道路交通法（以下「法」という。）第 58 条の 4 の規定による指示をいう。

##### (2) 指示に係る使用制限

法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき、長崎県公安委員会が自動車運転代行業者に対して、自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

##### (3) 運転代行業務

###### ア 運転代行業務

代行運転自動車又は随伴用自動車を運転する業務をいう。

###### イ 代行運転自動車

自動車運転代行業を営む者による代行運転役務の対象となっている自動車

###### ウ 随伴用自動車

自動車運転代行業の用に供される自動車のうち、代行運転自動車の随伴に用いられるものをいう。

###### エ 自動車運転代行業者

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「運転代行業法」という。）第 4 条の規定により公安委員会の認定を受けて自動車運転代行業を営む者をいう。

###### オ 自動車運転代行業者等

自動車運転代行業者、安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者をいう。

##### (4) 点数の付与

道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。）第 26 条の 7 第 1 項の規定により点数を付することをいう。

##### (5) 累計点数

令第 26 条の 7 第 1 項に規定する当該自動車運転代行業者が使用する当該指示に係る自動車に係る違反行為関係累計点数をいう。

##### (6) 前歴の回数

令第 26 条の 7 第 1 項の表 2 の備考に規定する前歴の回数をいう。

#### 2 指示に係る弁明の機会の付与

指示は、行政手続法（平成5年法律第88号）上不利益処分に当たることから、同法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与の手続を執ること。

### 3 聴聞

指示に係る使用制限は、自動車運転代行業者に対して直接に義務を課すものであり不利益処分に当たる。したがって、指示に係る使用制限を行おうとするときは、行政手続法の区分によれば弁明の機会の付与を行うこととなるが、手続保障の観点から、聴聞の手続をとることとされている（法第75条の2第3項において準用する法第75条第4項から第8項まで）。

### 4 指示に係る使用制限の対象自動車

指示に係る使用制限の対象となる自動車は、指示を受けた自動車運転代行業者が使用する自動車であり、かつ、指示に係る使用制限の事由となる運転者の違反行為に用いられた自動車である。

### 5 指示の運用基準

(1) 過積載運転行為（法第58条の3第1項に規定する「過積載」をして車両を運転する行為をいう。）に係る指示は、随伴用自動車について過積載運転行為が行われ、当該運転者に法第58条の3第1項又は第2項の規定による命令（以下「措置命令」という。）がされた場合において、次のいずれかに該当しているときに限り行うものとする。

ア 自動車運転代行業者が使用する車両について、過去1年以内に1回以上過積載運転行為が行われ、当該車両につき措置命令がされていた場合

イ 自動車運転代行業者等が、当該運転者に当該過積載運転行為をすることを命じ、若しくは当該運転者が過積載運転行為をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合

ウ 自動車運転代行業者等が、当該運転者に当該過積載運転行為をすることを誘発するような行為をしていた場合

エ 自動車運転代行業者が、その使用する車両の運転について、過去1年以内に過積載運転行為に係る指示を受けた者である場合

オ 自動車運転代行業者が、その使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）を受けた者である場合

(2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

ア (1)のアからオまでのいずれかに該当することとなる過積載運転行為について、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなる場合

イ (1)のアからオまでのいずれかに該当することとなる過積載運転行為に係る車両が、過去1年以内に過積載運転行為に係る指示を受けた自動車運転代行業者の

当該指示に係る車両である場合（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）

#### 6 指示の方法

指示は、理由を付した文書を交付して行うものとする。

#### 7 指示の内容

指示の内容は、過積載運転行為に係る自動車を特定し、当該自動車の使用の態様に応じて、自動車運転代行業者が構すべき措置をできるだけ具体的に示すように努めるものとする。

#### 8 留意事項

- (1) 上記5(1)、(2)が適用されるのは、運転代行業務のうち、随伴用自動車を運転する業務に関して行われた過積載運転行為に係る指示である。
- (2) 運転者が自動車運転代行業である場合においても、その運転代行業務のうち随伴用自動車を運転する業務に関して行われた過積載運転行為は、上記5(1)、(2)に定める基準により、指示の対象となること。
- (3) 指示の内容の確定に当たっては、自動車運転代行業者が過積載運転行為を防止するために講じている措置の内容等を確認するとともに、必要に応じて、道路交通法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出を要求するなど疑問点の解明に務めること。
- (4) 指示の発出後1年以内に、当該指示に係る車両が過積載運転行為を行った場合、読替え後の道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限の理由となる。一方、指示に違反しても、運転代行業法による営業停止処分の対象とならないことに留意すること。